

報道機関 各位

## システムの設定誤りによる高額介護サービス費の支給誤りについて

介護保険では、介護サービス費の1月当たりの自己負担額の合計が、所得区分に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた額を「高額介護サービス費」として支給しています。

この高額介護サービス費について、システムの設定に誤りがあり、過大又は過少に支給していたことが判明しました。

対象となる皆様にお詫びし、返還のお願い又は追加支給を行うとともに、今後は再発防止に取り組んでまいります。

### 1 経緯

令和6年10月下旬に介護保険システム保守業者から、他都市で高額介護サービス費の支給について過大又は過少に支給している事例があるとの連絡を受け、同じ介護保険システムを使用している本市においても確認したところ同様のシステムの設定誤りが見つかったものです。

原因は、令和3年度の制度改正に伴うシステム改修時に設定を誤ったもので、具体的には、税の修正申告をされた方の一部について、修正申告の内容が正しく反映されず高額介護サービス費の金額を誤って過大又は過少に支給していたというものです。

### 2 返還及び追加支給の期間、対象者数、金額

(1) 対象期間 令和3年8月から令和6年7月までのサービス利用分

(2) 返還（過払いの返還請求）

・対象者数：25人      ・金額：7,562,206円  
（最小：6,998円～最大：583,200円）

(3) 追加支給

・対象者数：1人      ・金額：210,615円

### 3 今後の対応

対象となる方にお詫び、経緯の説明及び手続き等についてお知らせし、手続きが完了した方から順次、返還額の収納又は追加支給を行ってまいります。

### 4 再発防止策

システムを改修する際は支給要件や算定式の確認を徹底するとともに、システム保守業者に対して、内部チェック体制の確保を行い、適正な保守業務が実施できる体制を求めていくこととします。

#### 【問い合わせ先】

保健福祉局 介護保険課

担当：齋藤、岩武

電話：093-582-2771